

未利用地活用に関する簡易市場対話（サウンディング）実施要領（R8.4.1）

1. 趣旨

本実施要領は、粕屋町が保有する土地の将来的な活用方法の検討にあたり、民間事業者等から幅広く意見やアイデアを収集し、市場性や活用の方向性を把握することを目的として実施する簡易な市場対話（以下「本対話」という。）について、参加者向けに基本的な事項を定めるものである。

本対話は、事業者の募集や事業者選定を目的とするものではなく、あくまで構想段階における参考情報の収集を目的とする。

2. 実施主体

本対話は、粕屋町（以下「町」という。）が実施する。

3. 対象地

本対話の対象とする土地は、別紙に示す土地とする。

4. 参加対象者

本対話には、次に掲げる者が参加できるものとする。

- ・民間事業者（法人・個人事業主）
- ・NPO法人、一般社団法人等
- ・その他、町が本対話の趣旨に照らして適当と認める事業者

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者は参加できない。

対象者以外の者が提出した意見については、確認が必要な場合を除き、対応しないものとする。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

1 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

5. 対話の内容

本対話では、次の事項について自由な意見・提案を求める。ただし、原則として提案者自身が将来的に事業主体となることを想定した内容とし、実現可能性のある視点からの意見やアイデアとする。

- 想定する活用イメージ（用途・コンセプト）
- 対象地の市場ニーズや立地に関する所感
- 活用にあたっての課題や懸念点
- 土地利用の希望形態（借地・購入）、管理運営方法
- その他

※具体的な事業計画、収支計画、設計図書等の提出は不要。

6. 実施方法

本対話は、次の方法により実施する。

①書面による意見提出

提出様式：任意（参考様式有り）

提出方法：Eメール ・メールアドレス：kanzai@town.kasuya.fukuoka.jp
・メール件名：「粕屋町サウンディング調査」

提出先：「粕屋町役場 財政課 サウンディング調査担当」宛

②①の後、町が必要と認める場合は簡易な意見交換（対面又は電話にて）

7. 実施期間

本対話の実施期間は、令和8年4月1日から令和8年5月31日までとする。

8. 費用負担

本対話への参加に要する費用（資料作成費、通信費、交通費等）は参加者の負担とする。

9. 取扱い及び留意事項

1. 提出された意見等は、内部検討資料として利用するほか、概要を整理した上で公表する場合がある。
2. 公表にあたっては、参加者の名称や具体的なノウハウが特定されないよう配慮する。

10. その他

本実施基準に定めのない事項については、町が必要に応じて別途定めるものとする。

お問い合わせ先：粕屋町役場 財政課 財産管理係

☎：092-405-2501（直通）